

について指導・援助した。

ウ その他の民間団体に対する指導育成

(財)日本交通安全教育普及協会その他の民間交通安全団体の育成に努めるとともに、広く交通安全に関係する団体が行う広報啓発資料の作成、研修会の開催、調査研究の実施等交通安全に関する事業について指導・援助した。

(2) 地域交通安全活動推進委員に対する指導等

平成13年3月末現在、全国で約1万9,700人の地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）が委嘱されているが、推進委員による適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育、地域においての安全かつ円滑な交通を確保するための広報啓発活動、地域において活動する団体又は個人に対する協力要請活動、住民からの相談を受ける活動等を適正かつ効果的に推進することができるよう指導を行うとともに、推進委員が組織する地域交通安全活動推進委員協議会において、推進委員相互の連携、必要な情報の提供、関係機関との連絡調整等を十分に行うことができるよう、指導している。特に、推進委員は交通安全教育指針に従って交通安全教育を行うこととされていることから、同指針の解説書、推進委員用マニュアル等を活用するほか、交通安全活動推進センターが実施する研修等を通じて指針についての理解を深めさせ、推進委員による効果的かつ適切な交通安全教育の実施に取り組んでいる。

(3) 民間交通指導員に対する指導

地域における交通事故防止を徹底するため、地方公共団体、民間交通安全団体からの委嘱等を受けて、ボランティア活動として子供、高齢者等に対する交通安全指導を行っている民間交通指導員について、その活動が効果的に推進されるよう育成指導に努めた。

(4) 交通安全総点検の実施

交通の安全は、人・道・車の調和が図られることにより保たれるものであり、利用する人の視点に立ってとらえられるべき課題である。このような観点から、地域の人々や道路利用者の主体的な

参加の下、道路交通環境の点検を行い、行政と住民・企業など地域が一体となった取組を通じて、交通の安全確保を目指す交通安全総点検を推進した。

第3節 安全運転の確保

1 運転免許保有者数及び運転免許試験の実施状況

(1) 運転免許保有者数

平成13年12月末現在の運転免許保有者数は、前年に比べて約86万人（1.2%）増加して約7,555万人となった。このうち、男性は約28万人（0.6%）増加して約4,414万人、女性は男性の増加数を上回る約59万人（1.9%）増加して約3,141万人となり、その構成比は男性58.4%、女性41.6%となった（第1-11表）。

また、年齢層別の増加数では、65歳以上の高齢者が約45万人（6.3%）増加し、増加数の約52%を占めている。

運転免許の取得可能な16歳以上の人口に占める運転免許保有者数の割合は、70.2%（男性84.6%、女性56.6%）となり、年齢層別では、30～34歳の年齢層が94.7%（男性98.7%、女性90.7%）で最も多く、次いで35～39歳の年齢層となっている（第1-27図）。

運転免許の種類別保有者数は、第一種普通免許保有者が約6,534万人で全体の86.5%を占めており、対前年増加率も1.6%と高くなっている（第1-12表）。

身体障害者の運転免許については、運転できる車両の限定の条件が付されているものが延べ28万3,119件、補聴器使用の条件が付されているものが延べ4万5,899件となっている。

なお、平成13年中の国外運転免許証の交付件数は38万1,886件で、前年に比べ9,191件（2.4%）減少した。また、外国の行政庁の運転免許を有する者については、一定の条件の下に運転免許試験のうち技能試験及び学科試験を免除することとさ

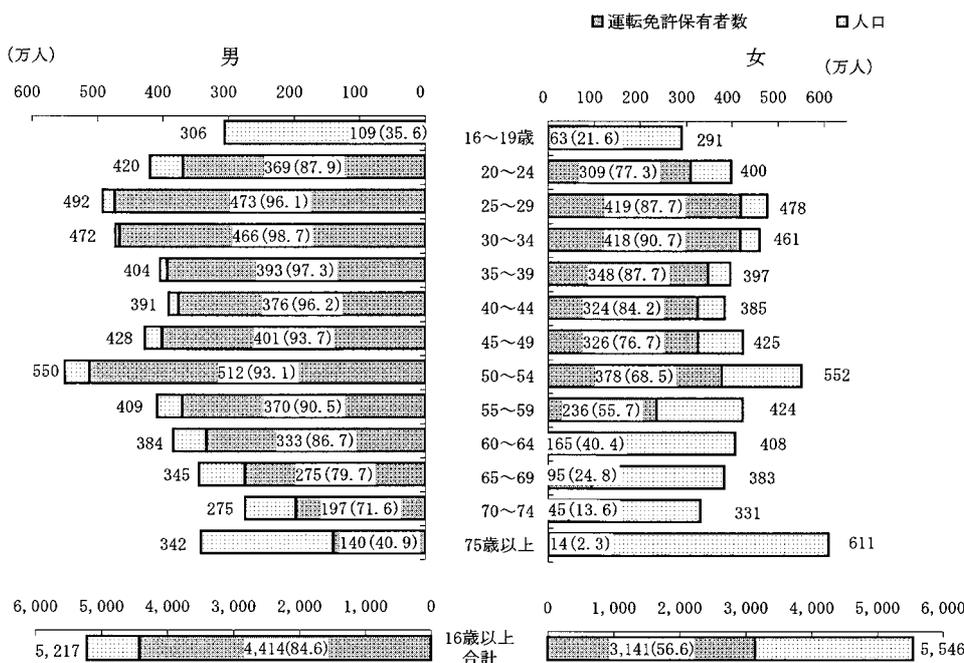
第1-11表 運転免許保有者数の推移

(各年12月末現在)

年	保有者数					対前年増減率			人口に対する割合		
	全体	人員		構成率		全体	男性	女性	全体	男性	女性
		男性	女性	男性	女性						
平成9年	千人	千人	千人	%	%	%	%	%	%	%	%
	71,271	42,578	28,693	59.7	40.3	2.0	1.4	2.8	67.7	83.3	53.0
10	72,733	43,223	29,510	59.4	40.6	2.1	1.5	2.9	68.6	84.1	54.1
11	73,793	43,601	30,192	59.1	40.9	1.5	0.9	2.3	69.3	84.5	55.0
12	74,687	43,866	30,821	58.7	41.3	1.2	0.6	2.1	69.9	84.7	56.0
13	75,551	44,143	31,407	58.4	41.6	1.2	0.6	1.9	70.2	84.6	56.6

注 1 警察庁資料による。
 2 運転者管理センターにおける集計数である。
 3 人口に対する割合(%)は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合である。
 なお、人口は、各年10月1日現在の総務省推計人口(平成12年は国勢調査)による。

第1-27図 年齢層別・男女別運転免許保有状況(平成13年12月末現在)



注 1 警察庁資料による。
 2 人口は、平成13年10月1日現在の総務省推計人口による。ただし、単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。
 3 ()内は、当該年齢層人口に占める運転免許保有者数の割合(%)である。

れており、13年の当該免除に係る我が国の運転免許の件数は2万7,726件に上っている。

(2) 運転免許試験の実施状況

ア 運転免許試験の概況

平成13年中の運転免許試験の受験者数は446万6,615人で、前年に比べて11万7,263人(2.6%)

減少した。また、合格者数は294万7,866人で、前年に比べて7万9,506人(2.6%)減少した。

このうち、普通免許の受験者数は264万3,676人(合格者数195万286人)で、前年に比べ3.4%減少(合格者2.8%減少)、大型二輪免許及び普通二輪免許については49万7,031人(合格者数37万

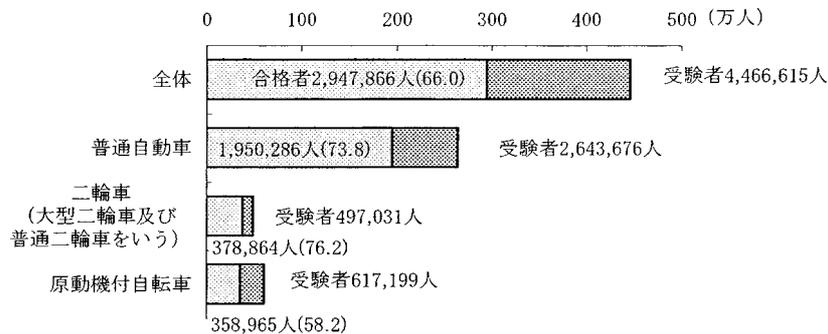
第1-12表 種類別運転免許保有者数

(各年12月末現在)

免許種別		平成13年				平成12年		対前年比	
		全 体	うち男性	うち女性	構 成 率	全 体	構 成 率	増 減 数	増 減 率
		千人	千人	千人	%	千人	%	千人	%
第二種免許	大 型	1,192	1,183	8	1.6	1,202	1.6	-11	-0.9
	大 普 通	1,226	1,197	29	1.6	1,240	1.7	-14	-1.1
	大 特	1	1	0	0.0	1	0.0	0	-1.0
	大 引 計	0.4	0.4	0	0.0	0.4	0.0	0	0.9
	小 計	2,419	2,382	38	3.2	2,444	3.3	-25	-1.0
第一種免許	大 型	4,250	4,143	107	5.6	4,193	5.6	57	1.3
	大 普 通	65,344	36,035	29,308	86.5	64,326	86.1	1,017	1.6
	大 特	5	4	0.5	0.0	5	0.0	0	7.0
	大自二・普自二	468	387	81	0.6	499	0.7	-31	-6.2
	小 特	197	103	94	0.3	216	0.3	-19	-8.7
	原 付	2,868	1,088	1,779	3.8	3,003	4.0	-135	-4.5
	小 計	73,131	41,761	31,370	96.8	72,243	96.7	888	1.2
合 計		75,551	44,143	31,407	100.0	74,687	100.0	863	1.2

注 1 警察庁資料による。
 2 2種類以上の運転免許を受けている者については、運転免許の種類欄の上位の運転免許の種類によって計上した。

第1-28図 運転免許試験の概況(平成13年)



注 1 警察庁資料による。
 2 仮免許試験を除く。
 3 () 内は合格率(%)。

8,864人)で、前年に比べ2.1%増加(合格者4.2%増加)、原付免許については61万7,199人(合格者数35万8,965人)で、前年に比べ6.8%減少(合格者9.7%減少)した(第1-28図)。

イ 身体障害者の運転免許取得

身体障害者に対しては、安全運転を確保するために必要な範囲で条件を付して運転免許を与えることとしており、運転免許試験を受けようとする場合は、事前に運転適性相談に応じ適切な助言を行うこととしている。平成13年中の相談件数は2

万723件であった。

2 運転者教育等の充実

(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所における教習の充実

(ア) 指定自動車教習所における教習の充実

平成13年末現在における指定自動車教習所数は1,499箇所、これらの指定自動車教習所で技能

検定に従事している技能検定員は1万7,908人、学科又は技能の教習に従事している教習指導員は3万7,949人である。

一方、平成13年中に指定自動車教習所を卒業した者は199万1,480人で、前年に比べ2万7,994人(1.4%)減少したが、新たに運転免許(原付免許等を除く。)を受けた者の94.8%を占めている。このように指定自動車教習所における教習は、初心運転者教育の中心的役割を果たしている。

指定自動車教習所は、常に教習水準の向上を図るとともに、適正な運営により、安全運転に必要な技能と知識はもとより社会的責任を身に付けた健全な交通社会人としての運転者を養成するものでなければならない。

各都道府県公安委員会では、教習水準の向上等を図るため、指定自動車教習所の管理者及び教習指導員等に対する定期的な講習や研修を通じ、その資質及び能力の向上を図るとともに、教習及び技能検定等について定期又は随時の検査を行うこととしているほか、教習施設及び教習資器材等の整備等についても指導を行うなど、指定自動車教習所に対する指導監督を行っている。

また、交通状況の変化に迅速、的確に対応し、安全運転を実践する運転者を育成するため、常に教習内容を見直し、その充実に努めている。

さらに、平成14年道路交通法施行令改正により、大型第二種免許及び普通第二種免許について、体系的教育の導入及び免許取得機会の拡大の観点から、指定自動車教習所における教習及び技能検定制度を導入した(平成14年6月1日施行)。

(イ) 指定自動車教習所以外の自動車教習所における教習水準の向上

公安委員会では、指定自動車教習所以外の届出自動車教習所に対して必要な助言等を行い、教習水準の維持向上を図っている。また、特定届出自動車教習所に対しても、教習の課程の指定を受けた教習の適正な実施等を図るため、指導等を行っている。

イ 取得時講習の充実

普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受

けようとする者は、普通車講習、大型二輪車講習又は普通二輪車講習のほか、応急救護処置講習の受講が義務付けられている。

普通車講習、大型二輪車講習及び普通二輪車講習は、運転に係る危険の予測等安全な運転に必要な技能及び知識について、応急救護処置講習は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ等に関する知識について行うこととしている。平成13年には、普通車講習を2万1,415人、大型二輪車講習を854人、普通二輪車講習を4,456人、応急救護処置講習を2万2,533人が受講した。

また、原付免許を受けようとする者に対しては、原付の運転に関する実技訓練等を内容とする原付講習が義務付けられている。平成13年には35万2,696人が受講した。

さらに、平成13年道路交通法改正により、第二種免許取得者の水準の向上の観点から、大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対しても、応急救護処置講習を含む講習が義務付けられることとなった(14年6月1日施行)。

(2) 運転者に対する再教育等の充実

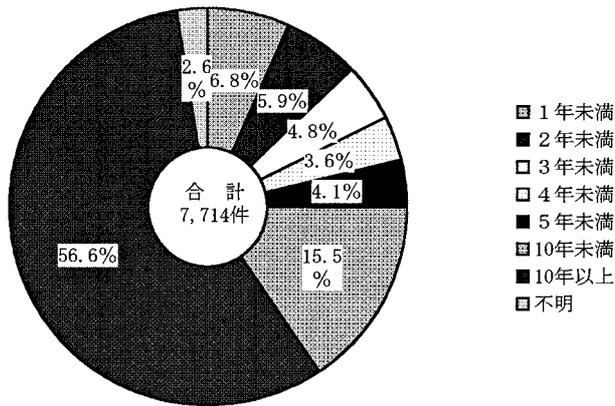
ア 初心運転者対策の推進

運転者の安全運転意識を向上させるための教育は、運転免許取得時はもちろんのこと、運転免許取得後も継続して実施されなければならない。

運転免許取得後の経過年数別に交通死亡事故件数の内訳をみると、運転免許取得後の経過年数の短い者(大部分が若者である。)が死亡事故を引き起こしているケースが多く、再度運転者教育が必要なことを示唆している(第1-29図)。

このため、初心運転者期間制度を設けており、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けてから1年に達することとなる日までの間を初心運転者期間とし、この期間中にこれらの免許を受けた者が、違反行為をして法令で定める基準に該当することとなったときは、公安委員会の行う初心運転者講習を受講することができることとするとともに、この講習を受講しなかった者及び受講後更に違反行為をして政令で定める基準に該当することとなった者は、初心運転者期間

第1-29図 自動車等による死亡事故発生件数（第1当事者）の免許取得経過年数別内訳（平成13年）



注 警察庁資料による。

経過後に公安委員会の行う再試験を受けなければならないこととしている。

初心運転者講習は、少人数のグループ編成による個別参加型の形態で行われ、路上訓練や運転シミュレーターを活用した危険の予知、回避訓練を取り入れるなど実践的な内容となっている。

イ 運転者に対する各種の再教育の充実 （ア）更新時講習

運転免許証の更新を受けようとする者は、更新時講習を受けなければならないこととされている。更新時講習は、更新の機会を捉えて定期的に教育を行うことにより、安全な運転に必要な知識を補い、運転者の安全意識を高めることを目的としており、受講対象者の区分に応じ、一般運転者講習と優良運転者等講習とに分かれている。一般運転者講習では、教本やビデオ等の視聴覚教材等を使用して交通事故の実態、運転者の心構え、安全運転の知識等について説明を行うほか、運転適性検査器材等を用いて運転適性についての診断と指導を行っている。

一般運転者講習については、高齢者、若者、二輪車等受講者の態様に応じた特別学級を編成し、受講者の態様に応じた内容の講習となるよう努めている。平成13年には、約412万人が一般運転者講習を受講し、このうち約24万人がこの特別学級による講習を受講した。

優良運転者等講習においても、ビデオ等の視聴

覚教材を効果的に活用するなどし、受講者が安全運転の知識等を習得できるように工夫している。平成13年には、約1,623万人が受講した。

また、一定の基準に適合する講習（特定任意講習）を受講した者は、更新時講習を受講する必要がないとされている。特定任意講習では、地域、職種等が共通する運転者を集めて、その態様に合わせた講習を行っている。平成13年には、約3万人が受講した。

なお、講習内容の一層の充実を図るため、平成13年道路交通法改正により、優良運転者、一般運転者又は違反者運転者等の区分に応じて講習を行うこととされた（平成14年6月1日施行）。

（イ）取消処分者講習

取消処分者講習は、運転免許の取消し等の処分を受けた者を対象に、その者に自らの危険性を自覚させ、その特性に応じた運転の方法を助言・指導することにより、これらの者の運転態度の改善を図ろうとするものである。運転免許の取消し等の処分を受けた者が免許を再取得しようとする際には、この講習の受講が受験資格となっている。この講習は、受講者が受けようとしている免許の種類に応じて四輪運転者用講習と二輪運転者用講習に分けて行うこととしている。講習に当たっては、心理的・性格適性検査に基づくカウンセリング、グループ討議、自動車等の運転や運転シミュレーターの操作に基づく指導を行うなど個別的、具体的な指導を行い、運転時の自重・自制を促すこととしている。

平成13年中の取消処分者講習の受講者は3万784人であった。

（ウ）停止処分者講習

停止処分者講習は、運転免許の効力の停止又は保留等の処分を受けた者を対象に、その者の申出により、その者の危険性を改善するための教育として行われるものである。受講者については、講習終了後の考査の成績によって、行政処分の期間が短縮されることとなっている。

この講習は、行政処分の期間に応じて短期講習、中期講習、長期講習に分けて行うこととし、

二輪学級，飲酒学級，速度学級等受講者の態様に
 応じた特別学級を編成するなどして，その充実を
 図ることとしている。

講習に当たっては，道路交通の現状，交通事故
 の実態に関する講義，自動車等の運転や運転シ
 ミュレーターの操作に基づく指導等を行うことと
 している。

平成13年中の停止処分者講習の受講者は84万
 4,995人であった。

(五) 違反者講習

違反者講習は，軽微違反行為（3点以下の違反
 行為）をして一定の基準（累積点数で6点になる
 など）に該当することになった者に対し，義務付
 けられているもので，受講した者については，運
 転免許の効力の停止等の行政処分を行わないこと
 とされている。この講習においては，講習を受け
 ようとする者からの申出により，運転者の資質の
 向上に資する活動の体験を含む課程又は自動車等
 の運転シミュレーターを用いた運転について必要
 な適性に関する調査に基づく個別指導を含む課程
 を選択することができることとしている。運転者
 の資質の向上に資する活動としては，これまで
 に，歩行者の安全通行のための通行の補助誘導，
 交通安全の呼びかけ，交通安全チラシの配布等の
 広報啓発等が行われている。

平成13年中の違反者講習の受講者は19万8,356
 人であった。

(六) 自動車教習所における交通安全教育

自動車教習所は，地域住民のニーズに応じ，地
 域住民に対する交通安全教育を行っており，地域
 における交通安全教育機関としての役割を果たし
 ている。具体的には，運転免許を受けている者を
 対象として，運転の経験や年齢等の区分に応じた
 いわゆるペーパードライバー教育，高齢運転者教
 育等の交通安全教育を行っている。こうした教育
 のうち，一定の基準に適合するものについては，
 その水準の向上と免許取得者に対する普及を図る
 ため，都道府県公安委員会の認定を受けることが
 できることとされており，平成13年12月末現
 在，1万2,227件が認定されている。

(3) 二輪車安全運転対策の推進

ア 普通二輪車講習及び大型二輪車講習

普通二輪免許を受けようとする者は普通二輪車
 講習を，大型二輪免許を受けようとする者は大型
 二輪車講習を受講することが義務付けられている。

講習に当たっては，二輪車の運転に係る危険の
 予測等安全な運転に必要な技能及び知識について
 行うこととしている。

イ 二輪車に係る特別学級の推進

取消処分者講習，停止処分者講習において，二
 輪免許を保有する者を対象とした特別学級の編成
 を推進し，二輪車の交通事故の特徴や安全な二輪
 車の運転方法等を内容とする講習を行っている。

ウ 二輪免許交付時講習

二輪車による交通事故を防止するため，主に二
 輪免許を新規取得した青少年層を対象として，免
 許証が交付される間における待ち時間を活用した
 二輪車の安全運転に関する講習を行っている。

エ 二輪運転者講習に対する協力

警察では，各都道府県の二輪車安全運転推進委
 員会が(社)二輪車安全普及協会の協力を得て行っ
 ている二輪車安全運転講習及び原付等安全講習に
 対し，講師として警察官等を派遣するなどの協力
 を行っている。

(4) 高齢運転者対策の充実

ア 高齢者講習等

高齢者については，一般的に身体的な機能の低
 下が認められるが，これらの機能の変化を必ずし
 も自覚しないまま運転を行うことが高齢者による
 交通事故の一因となっていると考えられる。この
 ため，免許証の更新を受けようとする者で更新期
 間が満了する日における年齢が75歳以上の者は，
 高齢者講習が義務付けられている。

高齢者講習は，受講者に実際に自動車等の運転
 をしてもらうことや運転適性検査器材を用いた検
 査を行うことにより，運転に必要な適性に関する
 調査を行い，受講者に自らの身体的な機能の变化
 を自覚してもらうとともに，その結果に基づいて
 助言・指導を行うことを内容としている。この講
 習を受講した者は，更新時講習を受講する必要が

ないこととされている。平成13年中の高齢者講習の受講者は39万8,927人であった。

なお、平成13年道路交通法改正により、高齢者講習の受講を要する者の範囲が70歳以上に拡大された（14年6月1日施行）。

高齢者講習

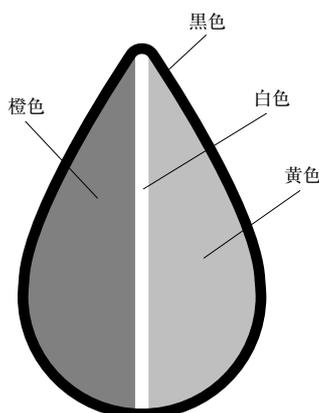


イ 更新時講習における高齢者学級の編成

更新時講習においては、65歳以上75歳未満の者を対象とした高齢者学級を編成し、高齢運転者の運転特性や交通事故の特徴等を内容とする高齢者に対応した講習を行っている。

ウ 高齢運転者標識

高齢運転者の安全を確保するためには、運転者自身が安全な運転を心掛けるばかりでなく、周囲の運転者が高齢者に思いやりのある運転をすることが重要であることから、75歳以上の者が運転する普通自動車に、高齢運転者標識を付けているときは、他の車両が幅寄せをしたり、割り込みをし



たりすることが禁止されている。

(5) シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト着用義務違反及びヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図っている。

(6) 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センターは、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的として、次のような業務を行っている。

ア 交通事故証明業務

交通事故当事者等の求めに応じて、交通事故の発生日時、場所、当事者の住所、氏名等を記載した交通事故証明書を交付している。

イ 運転経歴証明業務

運転者の求めに応じて運転経歴証明書を交付し、運転者の利便を図っている。運転経歴証明書は、企業等における安全運転管理を進める上での有効な資料としての利用価値が高いことから、運転経歴証明書の活用による具体的な安全運転管理の進め方についての手引書を配布するなど、その活用を推進している。

また、運転経歴証明書のうち、無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の交付申請をした者（過去1年以上の間、無事故・無違反で過ごした者に限る。）に対して、証明書に加えSD（SAFE DRIVER）カードを交付し、安全運転者であることを賞揚するとともに、安全運転を促している。

ウ 累積点数通知業務

交通違反等の累積点数が運転免許の停止処分又は違反者講習を受ける直前の水準に達した者に対して、その旨を通知し安全運転の励行を促している。

エ 安全運転研修業務

安全運転中央研修所では、高速周回路、中低速

周回路，模擬市街路及び基本訓練コースのほか，スキッドパン，モトクロス，トライアルコース等の特殊な訓練コースを備えており，実際の道路交通現場に対応した安全運転の実践的かつ専門的な知識，技能についての体験的研修を行い，安全運転教育について専門的知識を有する交通安全指導者や高度な運転技能と知識を有する職業運転者，安全運転についての実践的な能力を身に付けた青少年運転者の育成を図っている。平成13年度には，延べ5万7,198人日の研修を実施した。

オ 調査研究業務

高速自動車国道における自動二輪車の交通管理の在り方に関する調査研究等，自動車等の安全な運転に必要な技能及び交通事故の防止等に関する調査研究を行った。

(7) 事業用自動車の運転者教育の充実

事業用自動車の乗務員に対する交通安全教育の充実を図るため，自動車運送事業者及び運行管理者に対し乗務員の指導監督を義務付けた。また，初任，高齢及び重大事故惹起乗務員に対し，特別の指導を行うよう義務付けるとともに，指導内容の具体的な指針を示した。

(8) 自動車事故対策センターによる自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

事業用自動車の乗務員の運転適性に対する自覚を促すため，初任，高齢及び重大事故惹起乗務員に対し，適性診断の受診を義務付けた。また，自動車事故対策センターを適性診断実施機関として指定した。

(9) 交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実

ア 交通事犯受刑者に対する教育活動

交通事犯受刑者のうち禁錮受刑者については，交通事犯以外の犯罪による受刑歴がないこと，刑期がおおむね3月以上であることなど一定の基準を満たす者を，交通事犯禁錮受刑者の収容施設に収容し，可能な限り一般の社会生活に近い環境の下で，円滑な社会復帰と再犯防止を図るため，人命尊重を基調とした遵法精神，責任観念その他の

徳性をかん養すること及び自主自立の精神を体得させることを目的とした教育活動を実施している。

また，市原刑務所，加古川刑務所及び西条刑務支所においては，交通事犯懲役受刑者についても，一定の基準によってこれを収容し，禁錮受刑者に対する処遇に準じた処遇を試行している。

これらの交通事犯受刑者収容施設では，運転適性が著しく欠如している者及び自動車運転の職業から転職を希望する者に対しては，必要な職業情報の提供，職業選択の指導，基礎的な職業技術指導等を行っている。運転適性があり，かつ，出所後も運転業務に就くことを希望する者に対しては，徹底した交通道德教育を実施するほか，交通法規，自動車構造を始めとする専門学科の教育及び運転技術の実習を行うなど，体系的な交通安全教育の実施に努めている（第1—13表）。

第1—13表 交通事犯受刑者の収容施設への年次別新収容人員

(人)

年	平成9年	10年	11年	12年	13年
禁錮	122	88	123	145	171
懲役	798	754	804	807	857
総数	920	842	927	952	1,028

注 法務省資料による。

イ 交通事犯少年に対する教育活動

平成13年中に少年院送致決定を受けて少年院に新たに収容された少年のうち，本件非行名が「道路交通法」となっている少年は，607人（速報値）であり，これは新収容者全体の10.1%を占めている。

各少年院においては，交通事犯少年に対して，各少年の個別的な問題性に応じた交通安全に関する指導を重点的に行い，視聴覚教材を始めとする様々な教材を利用しながら，人命尊重の精神と遵法精神のかん養に重点を置いた交通安全教育を実施するとともに，非行の背景にある生活態度上の問題を自覚させ，主体的な変容を図るための生活指導や，将来の生活設計を確立させるための進路指導，職業指導等の充実を図るなど，再非行防止のための教育活動を実施している。

ウ 交通事犯少年に対する資質鑑別

少年鑑別所においては、交通事犯少年の特性の確かな把握、より適切な交通鑑別方式の在り方等について、専門的立場からの研究を活発化するとともに、CRT 運転適性検査や法務省式運転態度検査等の活用により、交通事犯少年に対する資質鑑別の一層の適正・充実化を図っている。

(10) 交通事犯者に対する保護観察の充実

平成12年において、交通事犯により保護観察に付された者は3万6,228人であり、これらの者に対しては、遵法精神のかん養、安全運転態度の形成等を目的とした個別処遇を中心とする交通保護観察を実施している。また、家庭裁判所において交通事犯により保護観察に付された少年のうち、事犯の内容が比較的軽微な少年に対しては、集団処遇を中心とした特別な処遇を短期間に集中して行う交通短期保護観察を実施した。

(11) 悪質危険な運転者の早期排除等

ア 運転免許の拒否及び保留

運転免許試験に合格した者が、過去に無免許運転等の交通違反をしたり、交通事故を起こしたことがあるときは、点数制度によって免許を拒否し又は6月を超えない範囲で免許を保留することとされている。

平成13年中における新規免許の拒否件数は479件で、保留件数は5,220件であった。

なお、運転免許の欠格事由の見直し等に伴う平成13年道路交通法改正により、一定の病気にかかっている者等については、免許を拒否し、又は6月を超えない範囲で免許を保留することができることとされた(14年6月1日施行)。

イ 運転免許の取消し及び停止

運転免許を受けた者が、免許取得後に交通違反を犯し又は交通事故を起こしたときは点数制度により、また、精神病、麻薬中毒等一定の事由に該当することとなったときには点数制度によらないで、その者の免許を取消し又は6月を超えない範囲で免許の効力を停止する処分を行うこととされている(第1-14表)。

なお、運転免許の欠格事由の見直し等に伴う平成13年道路交通法改正により、精神病、麻薬中毒等に係る欠格事由が廃止されるとともに、一定の病気にかかっている者等については、免許を取り消し、又は6月を超えない範囲で免許の効力を停止することができることとされた(14年6月1日施行)。

ウ 重大違反唆し等行為に対する措置

暴走行為を指揮した暴走族のリーダーのように自ら運転していないものの、運転者を唆して共同危険行為等重大な道路交通法違反をさせた者に対しても、運転免許の取消し等を行っている。

3 運転免許制度の改善

(1) 運転免許制度の改善

ア 指定自動車教習所の教習課程等の見直し
運転免許取得に伴う国民の負担の軽減を図りつつ、指定自動車教習所の教習課程等をより効果的、効率的かつ実践的なものにするため、学科教習項目の統合や技能教習項目への移行、技能教習の段階の合理化等により教習課程を短縮し、また、1日の技能教習の限度時限数を仮免許取得後

第1-14表 運転免許の取消し、停止件数

(平成13年、件)

取消し	うち初心 取消	停 止				合 計
		90日以上	60日	30日	計	
44,387	11,064	126,871	162,646	738,376	1,027,893	1,072,280

注 1 警察庁資料による。

注 2 「初心取消」とは、平成元年の道路交通法改正により導入された初心運転者期間制度による取消しである。

の段階では教習を連続して行わないという条件で2時限から3時限に延長している。

イ 運転免許試験の見直し

道路交通の安全を損なわずに効率よく運転免許を取得することができるようにするため、普通仮免許の技能試験の課題である方向変換又は縦列駐車を、普通免許の技能試験の課題へ移行している。

運転免許試験のうち、学科試験をより実践的なものとするため、イラストを使用して現実の交通場面での危険の認知力・判断力を問う問題を導入している。

なお、技能試験については、現行では普通免許のみ路上試験が導入されているが、平成13年道路交通法改正により、大型第二種免許及び普通第二種免許についても路上試験を導入し、実際の道路において第二種免許取得者が直面する交通状況を想定した技能試験を行うこととされた（14年6月1日施行）。

ウ 優良運転者に係る免許証の有効期間の特例

継続して免許を有する期間が5年以上であり、かつ、5年間無違反である者を優良運転者と定義し、優良運転者については免許証の有効期間にメリット制を導入している。

なお、平成13年道路交通法改正により、運転行動に大きな問題があったとは認められない一般の運転者について、有効期間を5年に延長することとされた。また、有効期間の末日についても、更新期間を従来の誕生日までの1か月間から誕生日をはさんだ2か月間に延長するため、誕生日から起算して1月を経過する日とされた（14年6月1日施行）。

エ 第二種免許の範囲の見直し

平成13年道路交通法改正により、第二種免許を必要とする範囲について、交通事故実態を踏まえ、高度な運転能力を求めべきか等といった観点から見直しを行い、無償旅客自動車運送事業について第二種免許を不要とする（14年6月1日施行）とともに、自動車運転代行業について新たに義務付けた（16年6月19日までに施行）。

(2) 運転免許業務運営の合理化

運転免許証の偽変造防止、交通警察業務の合理化・効率化等を図る観点から、高度なセキュリティ機能を有する電子技術を応用した運転免許証のICカード化について、その導入に向けて、技術的な規格の在り方の検討を行った。

なお、平成13年道路交通法改正により、運転免許証のICカード化を可能とするための規定の整備が行われた（14年6月1日施行）。

4 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を充実するなどにより、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導した。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図った。

(1) 安全運転管理者等の現況

安全運転管理者は、道路交通法により、自動車を5台以上使用する又は乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用する事業所等において選任が義務付けられており、また、自動車を20台以上使用する事業所には、その台数に応じ、副安全運転管理者を置くことが義務付けられている（第1-15表）。

安全運転管理者・副安全運転管理者の年齢別構成では40歳代と50歳代が多く、職務上の地位別構成では、安全運転管理者については課長以上が半数を占め、副安全運転管理者についても課長以上が約4割を占めている（第1-16表）。

(2) 安全運転管理者等に対する講習の実施状況

都道府県公安委員会は安全運転管理者の資質の向上を図るため、毎年1回、自動車及び道路交通に関する法令の知識、安全運転に必要な知識、安全運転管理に必要な知識等を内容とした講習を実施している。

平成12年度における安全運転管理者講習は

第1-15表 安全運転管理者等の年次別推移

(各年3月末)

年	事業所	安全運転管理者	副安全運転管理者	管理下運転者数	管理下自動車台数
	箇所	人	人	人	台
平成9年	350,662	350,961	51,012	5,750,251	4,348,750
10	354,355	354,600	52,486	5,859,277	4,418,362
11	355,804	355,806	53,278	6,027,185	4,484,459
12	354,707	354,707	54,337	6,008,440	4,531,916
13	351,964	351,964	54,693	6,126,880	4,522,152

注 警察庁資料による。

第1-16表 年齢層別及び職務上の地位別正・副安全運転管理者数

(平成13年3月末)

年齢層別	安全運転管理者		副安全運転管理者	
	人員(人)	構成率(%)	人員(人)	構成率(%)
20～29歳	10,049	2.9	2,303	4.2
30～39	50,709	14.4	9,953	18.2
40～49	108,039	30.7	19,442	35.5
50～59	133,841	38.0	20,202	36.9
60歳以上	49,326	14.0	2,793	5.1
課長以上	174,478	49.6	24,092	44.0
係長	32,433	9.2	12,339	22.6
主任	27,175	7.7	7,938	14.5
使用者	78,897	22.4	1,097	2.0
その他	38,981	11.1	9,227	16.9
合計	351,964	100.0	54,693	100.0

注 警察庁資料による。

97.9%に当たる5万2,480人が受講した(第1-17表)。

(3) 安全運転管理者協議会等に対する指導育成企業等における自主的な安全運転管理を推進するとともに、安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転管理者等の組織化、自主的な研究会の開催、自動車安全運転センター安全運転中央研修所における研修の実施、無事故無違反運動等に対する指導育成等を行っている。

都道府県ごとに組織されている安全運転管理者協議会に対しては、安全運転管理者等研修会の開催、事業所に対する交通安全診断等の実施を始め、交通安全教育資料及び機関誌(紙)の発行等について積極的に指導したほか、同協議会の自主的活動の促進を図っている。また、同協議会は、全国交通安全運動等を推進するとともに、職域における交通安全思想の普及活動に努めている。

2,291回実施され、全受講対象者の97.3%に当たる33万9,923人が受講し、また、副安全運転管理者講習は延べ1,644回実施され、全受講対象者の

第1-17表 正・副安全運転管理者講習の年度別実施状況

(各年度末現在)

年 度	安全運転管理者				副安全運転管理者			
	実施回数	受講対象者数(A)	受講者数(B)	受講率(B)/(A)	実施回数	受講対象者数(A)	受講者数(B)	受講率(B)/(A)
	回	人	人	%	回	人	人	%
平成8年度	2,243	345,349	340,716	98.7	1,462	49,864	49,345	99.0
9	2,180	351,333	346,334	98.6	1,381	51,205	50,505	98.6
10	2,161	350,661	345,344	98.5	1,444	52,077	51,246	98.4
11	2,163	350,314	341,656	97.5	1,488	55,355	51,784	93.5
12	2,291	349,335	339,923	97.3	1,644	53,605	52,480	97.9

注 警察庁資料による。

5 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実

(1) 運行管理者制度の充実

運行管理者の業務の範囲を拡大するとともに、運行管理者の資質の向上を図るため、旅客自動車運送事業に対して運行管理者資格試験制度を導入した。

(2) 自動車運送事業者等に対する指導監督の充実

自動車運送事業者が適切な乗務員の労働時間管理を行えるよう、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保される勤務時間及び乗務時間の判断基準を明確に示すとともに、法令遵守の徹底を図るため、違反に対する処分基準を示した。

(3) 事故情報の多角的分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車事故報告規則（昭26運輸省令104）について、報告対象事故、報告内容の見直しを行った。また、陸運支局を活用した自動車運送事業者に係る事故やニアミス情報の収集を充実強化した。

(4) 運行管理者等に対する指導講習の充実

運行管理業務の更なる充実を図るため、運行管理者業務の基礎知識、一般知識及び事故再発防止に関する必要な知識を充足するために運行管理者

が受講すべき講習や資質ある者が経験年数に足る知識を得るための講習について基準を明確化した。

6 交通労働災害の防止等

(1) 交通労働災害の防止

全産業で発生した労働災害のうち死亡災害についてみると、交通事故による死亡者は、全体の死亡者数の31.5%を占め、特に陸上貨物運送事業では、事業の特性から交通事故によるものが75.1%を占めている（第1-18表）。

交通労働災害防止のためのガイドライン（平6労働省通達）を事業場に周知徹底するとともに、ガイドラインに基づく対策が効果的に実施されるよう、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等と連携して、交通労働災害防止指導員により事業場に対する個別指導等を実施し、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立、無理のない走行計画の策定など自動車等の適正な走行管理等の推進を図った。また、交通労働災害防止担当管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の推進を図った。

(2) 運転者の労働条件の適正化

ア 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導等

自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を

第1-18表 労働災害による死者数中交通事故による死者数の占める割合の推移

年	全 産 業				陸 上 貨 物 運 送 業			
	労働災害 全死者数 (A)	道路上の 交通事故 (B)	その他の 交通事故 (C)	交通事故 の比率 {(B)+ (C)} / (A)	労働災害 全死者数 (A)	道路上の 交通事故 (B)	その他の 交通事故 (C)	交通事故 の比率 {(B)+ (C)} / (A)
平成9年	人 2,078	人 570	人 28	% 28.8	人 290	人 197	人 0	% 67.9
10	1,844	521	27	29.7	225	160	1	71.6
11	1,992	608	16	31.3	270	205	2	76.7
12	1,889	590	11	31.8	271	197	0	72.7
13	1,790	552	11	31.5	241	180	1	75.1

注 厚生労働省資料による。

図り、もって交通事故の防止に資するため、労働基準法（昭22法49）等の関係法令及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平元労働省告示7）の遵守を図るため、自動車運転者を使用する事業場に対し、監督指導を実施した（第1-19表）。

第1-19表 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導結果（平成13年）

重点対象区分	事項	監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場数
トラック関係		1,742	908
バス業		43	21
ハイヤー・タクシー業		376	206
その他		240	98

注 1 厚生労働省資料による。

2 「改善基準告示違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示違反が認められた事業場数である。

イ 相互通報制度等の活用

交通関係行政機関が、相互通報制度等を活用し、連携を密にすることにより、各機関が協力して自動車運送事業者等の労務管理及び運行管理の適正化を図った。

ウ 労務管理改善指導の推進

民間有識者を自動車労務改善推進員として委嘱し、改善基準の徹底等労務管理に関する事項について指導・援助を行った。

7 道路交通に関する情報の充実

(1) 道路交通情報の充実

多様化する道路利用者のニーズにこたえるため、道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、光ファイバーネットワーク、マイクロエレクトロニクス等の新たな情報技術を活用しつつ、車両監視用テレビ（ITV）、路側通信システム、車両感知器、道路標識、交通情報板等の既存の情報収集・提供体制の充実を図った。

また、平成13年6月の道路交通法改正により、民間事業者が正確かつ適切に交通情報を提供でき

るよう、国家公安委員会が交通情報の提供に関する指針を作成、公表することや、道路の混雑の状態や目的地までの旅行時間を予測する事業を行う民間事業者が届出をすべきことなどの規定が整備された。

さらに、高度道路交通システム（ITS）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進した。

都道府県公安委員会においては、車両感知機等の情報収集装置、各種情報提供装置の整備等交通管制センターの高度化等により、交通情報収集・提供機能の充実を図った。また、交通管制センターを中心として、各種警察活動や他機関との情報交換を通じて広範な交通情報を収集するとともに、フリーパターン式交通情報板等の効果的運用、（財）日本道路交通情報センター及び報道機関との連携強化等を図ることによって、積極的に一般道路利用者のニーズに応じた情報を提供し、交通流の適切な配分・誘導に努めた。さらに、行楽期における大渋滞、台風及び地震等による大規模な交通障害に際しては、交通実態を把握し、適切な交通規制及び迂回路の設定を行うほか、広報活動、交通情報の提供等の措置を講じた。加えて、新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図った。

道路管理者においては、道路標識の整備に努めるとともに、道路パトロールの強化、道路モニター制度の活用、車両監視用テレビ（ITV）、車両感知器、気象観測装置等の情報収集装置の整備及び路上工事等の情報を収集するシステムの開発を図った。また、他機関との情報交換等により、道路の危険箇所、交通状況等の道路情報を迅速かつ的確に収集し、これらの情報を道路情報板、路側通信、トンネル内ラジオ再放送施設、テレビ、ラジオ、新聞等により広く一般に提供するとともに、一般からの電話照会への対応やファクシミリ

による情報サービス等を行うほか、道路管理者相互の連絡体制を強化して道路情報の効果的利用が図られるよう努めた。

また、一般の道路利用者に必要な道路交通情報をより一元的かつ広域的に提供するため、(財)日本道路交通情報センターの情報提供サービスの向上を図るよう指導した。

(2) 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード(危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード)の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化した。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資器材の整備を図った。

さらに、危険有害物質運搬車両に関しては、国連勧告に基づく危険有害物質の表示・特定の仕組みも含め、その表示の在り方について検討した。

(3) 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、強風、霧、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確に実況監視を行い、適時適切な予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減に努めた。

ア 気象監視体制の整備

(ア) 静止気象衛星業務の整備

気象業務の改善等を図るため静止気象衛星「ひまわり5号(GMS-5)」の運用を行うとともに、5号の後継機となる運輸多目的衛星新1号(平成15年夏打上げ予定)及び新2号(16年夏打上げ予定)を製作している。

(イ) 気象レーダー観測業務の整備

福岡管区気象台管内の3箇所のレーダーの更新を行い、気象レーダー観測網の充実を図るととも

に、沖縄気象台管内レーダーのデジタル化装置の改良更新を行った。

(ウ) 地上気象・地域気象観測業務の整備

気象の観測精度の向上を図り、的確に気象現象を把握するため、地上気象観測装置16台の更新を行った。また、地域気象観測システム(AMeDAS)については、積雪深計14台の更新を行った。

(エ) 台風・集中豪雨雪等観測予報体制の強化

平成12年度末に更新したスーパーコンピュータシステムを活用して、台風強度予報を48時間先まで延長するなど、台風・集中豪雨雪等の監視・予報体制を強化した。

(オ) 気象資料伝送網の更新整備

データ伝送の高速化及び端末コンピュータの処理能力の向上を図り、地方気象台等が発表する注意報、警報等の精度向上及び迅速な処理を図るため、気象資料伝送網(沖縄L-ADESS)を更新整備した。

イ 地震・津波・火山監視業務の整備

(ア) 地震・津波監視業務の整備

地震・津波に関する的確な防災情報を提供するため、津波予報区を全国66に細分化し、予想される津波の高さをメートル単位の具体的な数値で発表する津波予報を実施しているほか、地方公共団体が整備した震度計のデータの地震情報への活用の推進、沖縄気象台の地震津波監視システム(ETOS)の更新、南西諸島における地震観測施設の整備など、防災情報の充実、監視体制の強化を図った。また、関係機関の地震に関するデータに加え、地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供するなどの観測体制の連携を強化した。

(イ) 火山監視業務の整備

火山活動を的確に監視して、火山情報を適時適切に発表し、関係機関等に伝達している。平成12年6月からの三宅島(東京都)の火山活動に伴い、その監視体制を強化した。また、火山監視・情報センターを全国4箇所に設置して、迅速かつ的確

に火山活動に関する情報を国や地方自治体等の防災対策を行う機関へ伝達する体制を強化した。

ウ 気象知識の普及等

気象・地象・水象の知識の普及など気象情報の利用方法等に関する講習会等の開催，広報資料の配付等を行ったほか，防災機関の担当者を対象に予報，警報等の伝達等に関する説明会を開催した。

(4) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において，道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し，復旧対策の早期立案や緊急交通路，緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため，地震計，車両監視用テレビ，車両感知器，道路交通に関する情報提供装置・通信施設，道路管理情報システム等の整備を推進するとともに，大規模な地震や火山噴火，豪雨・豪雪等の災害に関し，インターネット等ITを活用した道路の点検結果や被災状況等の災害情報等の提供を推進した。

また，大規模な災害や交通障害発生時における各種警察活動を支援するため，交差点間を大容量ネットワークで接続する光伝送交差点支援システムを整備した。

第4節 車両の安全性の確保

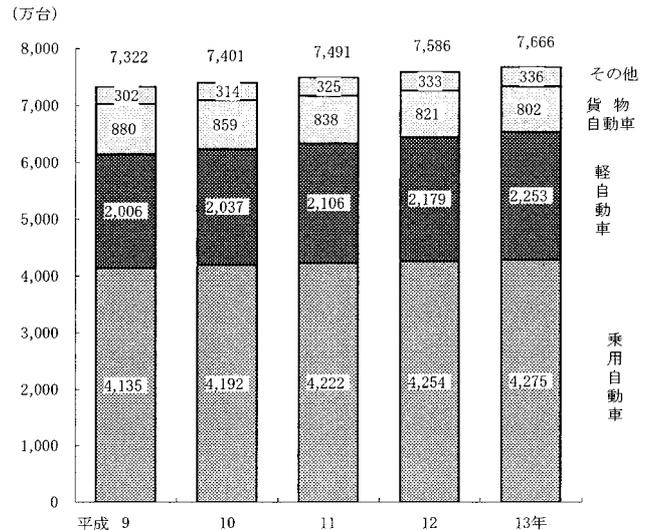
1 車両保有台数の推移

(1) 自動車保有台数の推移

平成13年12月末現在の自動車保有台数は約7,666万台であり，前年に比べて80万台（1.1%）増加し，自動車1台当たりの人口は1.65人（13年3月末現在）となった（第1-30図）。

自動車保有台数を用途別及び車種別にみると，小型乗用自動車約2,794万台と最も多数を占め，全自動車台数の36.4%を占めている。これに次いで普通乗用自動車約1,481万台で19.3%，軽四輪乗用自動車約1,079万台で14.1%となっており，この3種類で全体の69.8%を占めてい

第1-30図 自動車保有台数の推移



注 1 国土交通省資料により，各年12月末現在の値である。
 2 第1種及び第2種原動機付自転車並びに小型特殊自動車を除く。

る。また，対前年増加率では，軽四輪乗用自動車9.0%，普通乗用自動車6.2%等が目立っている（第1-20表）。

(2) 原動機付自転車保有台数の推移

平成13年4月1日現在の原動機付自転車保有台数は約1,070万台となり，前年に比べて28万台（2.6%）減少している。第1種原動機付自転車が全原動機付自転車の87.4%に上っているが，台数は前年に比べて3.0%減少，第2種原動機付自転車は0.5%増加している。